

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

第七四号

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定（平成十六年三月

第六条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法第六条の十二の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年三月三一日総務省令第五一号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日総務省令第四七号）抄

（施行期日）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月三一日総務省令第四〇号）抄

（施行期日）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三条については、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第三条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法第六条の十三の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

附則（平成二三年三月三一日総務省令
（第二五号））
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二五年三月三〇日総務省令
（第三八号））抄

（施行期日）
この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）
第四条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法第六条の十三の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

附則（平成二六年三月三一日総務省令
（第三五号））抄

（施行期日）
この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の奄美群島振興開発特別措置法第六条の十三の規定に基づくこの省令による改正前の奄美群島振興開発特別措置法第六条の十三の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附則（平成二七年三月三一日総務省令
（第三九号））抄

（施行期日）
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）
第五条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

附則（平成二九年三月三一日総務省令
（第二八号））抄

第一条 (施行期日) この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条中離島振興法第二十二条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第三条の改正規定、第四条中半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の改正規定、第五条中奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の改正規定、第六条の中過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の改正規定(情報通信技術利用事業(法第三十条に規定する情報通信技術利用事業をいう。)用)を「農林水産物等販売業(法第三十条に規定する農林水産物等販売業をいう。)用」に改める部分を除く)、第七条中原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第七条の改正規定、第十条中東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の改正規定、第十七条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の改正規定、第十二条の規定及び第十二条中地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令第三条の改正規定は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日(次条において「地方税法改正法施行日」という。)から施行する。

又は増設された施設又は設備については、なお
従前の例による。

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行
する。

附 則 (令和四年三月三一日総務省令第
二九号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行
する。

附 則 (令和五年三月三一日総務省令第
二六号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行
する。

（奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年三月三〇日総務省令第
三五号) 抄

（この省令は、令和六年四月一日から施行する。）